

こども発達支援センターの団体登録・利用手続きのご案内

こども発達支援センターでは、障害児の福祉の増進に資する活動への場の提供として、障害児等団体に多目的室・運動場の貸出しを行っています。

また、これとは別に、地域で活動する団体に運動場・多目的室・会議室の貸出しを行っています。

障害児等団体は、他の利用団体に先行して利用申込みができます。

利用にあたっては、公共施設予約システムの登録をしていただくと便利です。

1 こども発達支援センター団体登録（障害児等団体）の要件

登録できる団体の要件はつぎのとおりです。

(1) 障害児およびその家族を主たる構成員とする団体

構成員が 10 名以上で、練馬区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する障害児およびその家族が構成員の半数以上を占めていること。

(2) 障害児等の福祉の増進を図ることを目的とした団体

構成員が 10 名以上で、区内に住所を有する者が構成員の半数以上を占めていること。

ただし、つぎの場合は登録できません。

- ・ 公の秩序または善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- ・ 営利を目的とするおそれがあると認められるとき。
- ・ センターの施設および備付器具（以下「施設等」という。）を毀損するおそれがあると認められるとき。
- ・ センターの管理上支障があると認められるとき。
- ・ 前各号に掲げるもののほか、区長が利用を不相当と認めるとき。

2 こども発達支援センター団体登録（障害児等団体）の方法

同封の登録申請書に必要事項をご記入のうえ、団体の規約と会員名簿を添付して、担当まで提出してください。

会員名簿については、同封の名簿用紙にご記入いただくか、同じ様式をパソコン等で作成して提出してください。また、既存の名簿をお送りいただいてもけっこうです。

1の(1)の団体として登録申請する場合は、障害児およびその家族の人数により審査を行いますので、障害児またはその家族がわかるようにしてください

(例えば、障害児に該当する方は◎と年齢、その家族は○をつける等)。

1の(2)の団体として登録申請する場合は、団体の規約の記載内容と区内在住者の人数により審査を行います。

登録団体には「こども発達支援センター団体登録証」を発行します。なお、登録後3年目に、登録の更新が必要となりますのであらかじめご了承ください。

3 利用予約について

利用予約は、公共施設予約システムからが便利です。

(1) 公共施設予約システムの利用登録

公共施設予約システムの利用には、こども発達支援センター団体登録とは別に公共施設予約システム利用登録が必要です。登録申請書はこども発達支援センター受付で配布しています。また、練馬区のホームページからもダウンロードできます。

→<http://www.city.nerima.tokyo.jp/>

登録申請書に必要事項を記入し、84円切手を添付した返信用封筒と一緒に、こども発達支援センター受付へ提出してください。内容を確認のうえ、「公共施設予約システム登録カード」を発行します。

(2) 公共施設予約システムの利用方法

登録が完了したら、パソコンやスマホ、受付に設置しているタッチパネル式利用者端末から利用予約ができます。下記のURLを入力して「練馬区公共施設予約システム」のポータルサイトを表示してください。

→<https://yoyaku.city.nerima.tokyo.jp/portal/>

(3) 利用日時

利用枠 施設	1枠	2枠	3枠
多目的室	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分まで
運動場	午前9時から 正午まで(平日 を除く)	正午から午後 3時まで(平日 を除く)	午後3時から午後6時まで (ただし12月から2月ま では午後3時から午後5時 まで)

※ 12月29日～1月3日はご利用になれません。また、施設管理上利用できない日があります。

※ 利用時間には、準備および後片付けの時間を含みます。

(4) 利用枠数

ひと月に申し込める多目的室および運動場の枠数は、それぞれ 8 枠までとなります。

(5) 利用予約スケジュール

【多目的室】

- 利用予約は、利用予定日の属する月の3か月前の1日の9:00 から利用予定日の前日までです（例：8月利用分の予約開始は5月1日9:00）。3か月前の1日から同月末日までは、障害児等団体のみ利用予約となります。予約は先着順です。
- 他の利用団体の申込みが開始される2か月前の1日以降は、障害児等団体は予約システムによる手続きができません。その期間に申込み場合は当センターが予約代行しますので、電話でご連絡ください。なお、毎月1日から18日までは、他の利用団体の予約・抽選整理期間のため、予約作業ができません。
- 2か月前以降の毎月19日から月末日までは空き枠での予約が可能です。
- 当センターがシステム予約する場合、休館日（12月28日から1月3日）および土日祝日に当たるときは翌平日に行いますのでご了承ください。

【運動場】

- 利用予約は、利用予定日の属する月の3か月前の1日の9:00 から利用予定日の前日までです（例：8月利用分の予約開始は5月1日9:00）。3か月前の1日から同月末日までは、障害児等団体のみ利用予約となります。予約は先着順です。
- 他の利用団体の申込みが開始される2か月前の1日以降は、障害児等団体は予約システムによる手続きができません。その期間に申込み場合は当センターが予約代行しますので、電話でご連絡ください。なお、毎月1日から17日までは、他の利用団体の予約・抽選整理期間のため、予約作業ができません。
- 2か月前以降の毎月18日から月末日までは空き枠での予約が可能です。
- 当センターがシステム予約する場合、休館日（12月28日から1月3日）および土日祝日に当たるときは翌平日に行いますのでご了承ください。

(6) 公共施設予約システムの登録をしていない団体の利用予約

上記の期間に電話で申込を受け、予約状況を確認のうえ当センターがシステムで予約代行します。

利用日までにこども発達支援センター 2階窓口で配布している利用申請書に必要事項を記入して提出してください。利用承認書をお渡しします。

利用当日は利用承認書を1階窓口に出し受けしてください。

(7) 変更・取り消し

利用予定日の前日まで、公共施設予約システムで変更・取消ができます。

利用当日の取消しについては、必ず電話等で連絡してください。

公共施設予約システムの登録をしていない団体で、予約の変更・取り消しの必要が生じた場合も必ずご連絡ください。

4 利用料金

障害児団体等の利用料金は無料です。

(お問合せ、申込み先) こども発達支援センター
〒179-0072 練馬区光が丘3-1-1
電話 03-3975-6251

利用上のご注意

1 利用方法

- (1) 利用当日、登録カードまたは承認書をお持ちのうえ、こども発達支援センター受付にお越しください。部屋の鍵をお渡しします。
- (2) 利用が終わりましたら、使用した部屋（場所）を元に戻してください。電灯、エアコンのスイッチを切った後、チェック表に記入し、1階受付に鍵とともに返却してください。

2 利用にあたっての注意事項

- (1) 施設内および敷地内での飲酒、喫煙はできません。
- (2) 飲食を主目的とした利用はできません。
- (3) ゴミ等はすべてお持ち帰りください。
- (4) 持ち込み物品、手荷物、貴重品等の管理は、利用者の責において行ってください。
- (5) 防音設備がありませんので、周囲に迷惑とならないようご注意ください。
- (6) 多目的室は靴を脱いで使用してください。

3 駐車場について

19台分（うち4台は身障者用）のスペースがあります。

利用料は、1時間200円です。障害児者およびその家族は無料となります。

駐車は可能ですが、あらかじめスペースを確保することはできませんので、ご了承ください。

なお、併設の文化交流ひろば（3階）の利用者による駐車、平日はこども発達支援センターの発達相談や通所訓練の利用者による駐車が見込まれます。

